

台湾原住民の歩み——2003年を振り返る

黄 智 慧

台湾原住民族に関する時事報道の克明な記録は、社会文化の変遷あるいは、自然環境の変化を研究する者にとって、押さえておくべき必読の資料である。もちろん、原住民政策策定に従事するものにとっても然りである。しかしながら、これらの資料は、長期にわたり官学ともに収集編纂を怠ってきたという現実がある。

日本植民地期、統治者としての叙事的観点ではあるものの、総督府が早期に編纂した『理蕃誌稿』等の書籍や後期に発行された月刊誌『理蕃の友』の中の時事記録部分から、当時の原住民社会の発展動向を垣間見ることができる。この他、台北帝国大学南方土俗学会(土俗人学種教室)から刊行された『南方土俗』では、霧社事件や当時の時事ニュースが記載されており、その量は多くはないが、まったくなかったというわけではなかった。

しかし、20世紀後半に入ってから、学会誌『考古人類学刊』(国立台湾大学考古人類学系発行)、あるいは『中央研究院民族学研究所集刊』において、台湾原住民地域内において何が発生したのについてのニュースが掲載されることはなかった。

戦後半世紀近く、原住民事務を司った政府最高の機関「省政府山胞行政局」でさえも、時事報道に関する刊行物を発行したことはない。20世紀後半の40年間、原住民社会で発生したニュースを捉えるには、漢民族の発行する新聞紙面の小さな記事に頼るほかなく、その内容における事実の信憑性及びに原住民的観点の欠如は語るべくもなかったのである。

それが80年後期、戒嚴令の解除に伴い言論の自由が大幅に拡大すると、これを機に、台湾原住民権利促進会に代表される原住民運動は大いに広がりを見せ、原住民を主体とした時事資料が記録されるようになった。最初に登場したのが『獵人文化』(1990年~1992年)であり、新聞に掲載された原住民関係記事資料の収集整理を行っている。その次に、1993年末から時事動向の記録を雑誌に取り入れたものとして隔月刊誌『山海文化』が刊行され、2000年までに第26期を迎えている。

『台湾原住民の現在』

山本春樹・黄智慧・パスヤ・下村作次郎共編

発行所——株式会社 草風館

東京都千代田区神田神保町 3-10

発行日——2004年12月20日

ISBN4-88323-147-X

一方日本では、1993年に「台湾原住民族との交流会」が結成され、その会報の中で、原住民の動向が、収集整理され記録されている。同会報は、中国語以外の言語によって書かれた原住民ニュースレターであり、今日に至るまで、内容は絶えず更新されている。

また台湾では90年代以降に入ると、本格的に時事を記録する刊行物が発行された。『原報』(1989年から1995年まで、不定期)、そして高雄で発行された『南島時報』(1995年から2001年まで、不定期)がそれである。後者は2003年3月に一期のみ復刊されることとなったが、その後ふたたび休刊の状態にある。

総括すると、2003年より2004年にかけて、教会刊行物の外、原住民を中心とした中国語による活字新聞は空白の状態に晒されており、外部台湾社会とのコミュニケーションとしても、また多種多様な原住民族のあいだにおいても、情報の質、量共に極めて不利な立場に置かれているのはいうまでもない。

いかにしてこの空白の状態を埋めていくかを案じ、新しく立ち上げられた「小米穂原住民文化基金会」(2002年6月発足、「小米穂」は粟の穂を意味する)は、2003年における台湾原住民の重要な時事について、有識者に話を伺うフォーラムを開くことにした⁽¹⁾。筆者は、その試みに参画した一員として、以下に、フォーラムで取り上げられた重要時事の内容について紹介したい。

重要時事の選考基準としては、①政治・経済、②社会医療・人権、③教育・文化の三つのジャンルに分け、台湾の大手新聞三社から(中国時報、自由時報、聯合報における台北地区版の新聞に限られる)選び出したものである⁽²⁾。またその中で、報道された記事の大きさ、その議題の引き起こした討論の多寡、そしてできるだけひとつの民族に偏ることなく、各族に平等に目が届くようにとの考慮をほどこした。社会の主流に位置するものに与える影響が大きい場合、報道される紙幅は、必然的に大きくなる。しかしながら、原住民社会内部で発生した出来事は、その民族に対し深刻な打撃を与えたにも関わらず、大きな記事とはならないことがある。

拙稿で取り上げたのは、以下の五つである。この五つの事件は、原住民に関する事件ではあったが、台湾社会のマジョリティーに対しても、大きな影響を与え、全国的なニュースとしてメディアの関心を引いた。

1、花蓮県長補選に対する原住民頭目への手当て公約騒動

元県長死去に伴い、2003年8月3日に行われた花蓮県長補欠選の候補者游盈隆氏(民進党)が、当選すれば、県内すべての原住民の頭目へ五千元の手当てを与えると公約したことから、贈賄を禁ずる法律に抵触するとの疑いで、捜査さ

れることとなった。游氏はその公約について、原住民の伝統文化における頭目制度の尊重からの発案であり、贈賄行為ではないと発表した。投票前日に捜査され、検察側が民進党側関係者を証人喚問した。結局3日の投票では、国民党・謝深山氏が当選することとなり、游氏は3回目の敗戦を喫した。

判決は、未だ出ていない。しかし、この事件の与えた影響は限りなく大きい。注目に値するのは、翌年(2004年)1月15日、本案件を担当する検察側が、陳水扁総統を証人喚問したことである。陳水扁総統は、民主進歩党の党主席として出廷し、選挙政策について説明を行った。中華民国有史以来、初めて現任元首が出廷したケースであったことから、マスコミにも大々的に取り上げられ報道された。

花蓮県内の族群(エスニックグループ)の人口占有率は、台湾社会全体の族群比率と大きく異なり、閩南・客家・外省・原住民の各族群がちょうど四分の一ずつを占め勢力を保っている⁽³⁾。言い換えれば、原住民の有権者が握る5万票の流れが、県長選挙に大きく左右することになる。元来、花蓮県においては、伝統的に国民党が長期にわたり執政の地位を握っており、新興勢力である民進党が、この地で行政権を握ったことはなかった。

同選挙は、民進党にとって、初めて与党として中央における行政資源を掌握する好機であるほか、翌年(2004年)3月に行われる総統選への前哨戦という意味合いも含まれ、民進党と国民党の両陣営は、この選挙戦に大量の資金と人力を投入し、例年に比べ、白熱した戦いとなった。

この事件は、光復郷のアミ族・馬太鞍部落における選挙活動を発端とする。アミ族は花蓮県内における最大の部族であると共に、全国原住民の中でも最大の民族である。また、ほかに花蓮県内にはブヌン族、タロコ族、カバラン族の部落頭目を合わせて約200名の頭目があり、その衝撃はかなり大きい。

有識者である馬耀・谷木牧師は、この事件の結果、頭目という崇高な地位が大きく傷ついてしまったと考えている。頭目は現代社会において、すでに過去のような政治的権威は持ちえず、今日では、部落における文化的統合としての象徴的な地位に過ぎない。法廷においての尋問で、中国語が不得意な頭目は、自己の意見を存分に言い表すことができなかつたことなどから、マヤウ牧師は、頭目たちは今後、主流社会における政治的参加からしりぞき、また、部落内では、頭目に対する敬意が失われてしまうのではないかと危惧している。

2、タロコ族認定をめぐる議論

2003年7月26日、游錫堃行政院長は、年内にタロコ族(中国語名「太魯閣族」)

に関わる正式名称の認定作業を完成させると宣言した。これに従い、タロコ族は台湾原住民族における12番目の民族となる。游行政院長の宣言に、花蓮県内の和平溪（日本統治時代の名称、木瓜溪）流域に住むタロコ族は歓声を上げたが、タイヤル族の他のサブグループに対しては、衝撃を与える事件であった。特に南投県に住むセデック系の人々は不安の色を隠せない。なぜなら、彼らは今日に至るまでタイヤル族のサブグループであるタロコ系、タウツァー系、ドゥクダヤー系の3グループを、同じセデック語を話すということから、総称「セデック系」として、同族とみなしてきた。しかし、タロコ系だけが、10年前から正名運動を起こし、強く彼らのグループ名称「タロコ」を族名と主張したからである。

10月13日、行政院原住民族委員会（以下、原民会）は初めてタイヤル族の各群代表とのあいだで会議を持ち、民主的に、タイヤル族の族群名称を討論させることとなった。その結果、花蓮タロコ系グループと南投セデック系グループが、台中以北、広大な北部の山岳地域を占めるタイヤル族と袂を分かつという決定をした。タイヤル族の分離はこれでコンセンサスを得るところまでこぎつけたわけだが、花蓮と南投の二者を巡っては、一族とみなすか否かについて合意を見るには至らなかった。

しかしながら、行政院の政策方針はすでに決定済みであり、翌年（2004年）1月14日には、原民会が認定の手続きを完成させ、タロコ族が承認されるにいたった。タロコ族は、人口約1万3千人余り、花蓮県秀林郷、萬榮郷および卓溪郷一帯に分布している。また、南投のセデック族も自己を独自の一族として認めさせるよう運動の方針を固め、このことは、タイヤル族は一族が三つに分かれることを意味し、台湾の民族版図に大きな変動をもたらした。

2000年に与党となった民進党は、終戦以降、国民党が踏襲していた日本統治時代よりの分類形式である高砂族9族を見直し、民族の再認識と認定に積極的に動き出している。

すでに、2001年には、サオ族がツォウ族より分離し、2002年には、元来アミ族とみなされていたカバラン族も行政地位上の認定を得て、晴れて原住民族ファミリーの一員に参入した。サオ族認定時の人口は300人にも満たず、カバラン族は1000人弱であるが、行政院の原民会の審議委員会（20名ほどの専門家や民族代表により組織される）により、その居住範囲、言語・文化・習俗の特殊性、ならびにその民族の人々自らの意向が大きく尊重され認定の基準とされた。認定を得た後、これらの微小な民族の人口数は、共に増加傾向にあり、人数は倍ほどの成長を見せている。このことは、自ら原住民の身分を持ちたいと願う人が増えてきたことを意味しており、認定という作業過程が、民族の文化保護に

与える肯定的効果であるといっても過言ではないだろう。

上述したセデック族以外に、平埔族のバゼツヘ族、ケタガラン族及びシラヤ族などが行政院に認定を求める意向を表明している。21世紀に入り、台湾島内における各族群文化の競合状態は、ますます鮮明になっている。日本、漢族政府による抑圧を経て、各族は伝統消滅の危機を背景に、民族の存続を勝ち取るうとしている。この勢いに乗ることができれば、寛容な時代の雰囲気の中、彼らにとってこれが最後に残された絶好のチャンスであるのかもしれない。

3、マカウ国家公園予算案凍結事件

近く着工が予定されてきたマカウ国家公園（中国語名「馬告国家公園」）は、その予定区内に台湾最大の原生ヒノキ林区を持ち、唯一企画段階から原住民（タイヤル族）の積極的参加を得て、原住民との共同管理を行うことを掲げてきた。しかし、そのマカウ国家公園の建設準備予算（日本円にして約1億3千万円）は、2003年1月10日に国会（立法委員会）総予算審議において、建設への賛否が分かれたことから、予算案が否決されることとなった。その後、野党立法議員の再提案により、この予算案の一時留保は、国家公園法の修正および関与する部落側より再度同公園の範囲が確定された後、使用を認めるとされるが、実質上、建設計画は暗礁に乗り上げた形となる。

票決の前、タイヤル族の原住民団体間においては、激しい対立が生じていた。マカウ国家公園設立を支持する「タイヤル族民族議会」（阿棟・優帕斯牧師が主導）および宜蘭県環境保全団体「棲蘭檜木国家公園催生連盟」に対して、反対派は同じくタイヤル族の高金素梅立法委員と「部落工作隊」で、それぞれ支持者を動員し、立法院前で請願デモを繰り広げてきた。また、その背後では両陣営に対しそれぞれ与野党の関与や支持があり、この場が、新たな与野党の対立の場となってしまった。

反対派の主たる理由として、長年、弊害が生じている国家公園組織機構自体をどう信用できず、先ず国家公園法を修正すべきであるとの主張である。反対派の主張には、歴史的経緯も存在する。台湾の国家公園法は1972年に制定され、墾丁国家公園（1982年）の設立以来、マカウは7番目⁽⁴⁾にあたる。マカウ公園は、民進党が政権党となってから初めての国家公園建設となり、全国から注目を浴びている。同法が制定された当時、政府は原住民に付与すべき権利を軽視した。また、企画段階では原住民が参加することもなく、今までの集落あるいは狩場が国家公園内の範囲に無理やり入れられ、水の取得や狩りが制限されたなどの弊害から、原住民は強い不満を募らせてきた。

同年3月、南投県の東埔ブヌ族は住民投票を行い、自らを玉山国家公園の範囲外に認めてほしいとの投票結果を公表するという事件も起こった。また、同年8月、遊行政院長がマカウ国家公園建設予定地へ視察に赴いたが、賛成、反対の両派に取り囲まれ、意見の相違を更に浮き上がらせる結果となった。そのため遊行政院長は、この法案の執行に暫定的なストップをかけざるをえなかった。

マカウとはタイヤル語で「山椒」の意を表し、台湾山地に生える原生植物を指す。タイヤル族の食生活になくなくてはならない調味料の一つであり、また薬草としても重宝されている。公園建設の賛成派は、新政府成立後に設けられた国家公園の制度を通して、原住民の自主管理と森林環境保全の目的に役立てたいと語る。今はすべての山地保留区内において、悪名高い林務局と行政院国軍退除役官兵輔導委員会(退輔会)が管理責任を担っているが、このままでは原生キノコの生態系保護に対して有効な保障がこれ以上望めないという現状があるからだ。彼らは、「マカウ精神」(調味料の意味より、調和の意を表す)に則って、タイヤル族間に和解を促し、互いに努力しながら、政府と粘り強く交渉を続け、原住民と漢民族政府の間に、真の「共同管理」への理想を実現させたいと呼びかけている。

4、蘭嶼島核燃料廃棄物移設延期に対する抗議事件

蘭嶼島における台湾電力所管の核燃料廃棄物貯蔵庫の借地契約が2002年度末で満了することから、500人以上にのぼるタオ族(ヤミ族とも称される)は、2003年元日早々、核廃棄物貯蔵庫の撤廃と村の立ち退きをめぐり、核廃棄物処理貯蔵庫の前で大規模な抗議活動を行った。蘭嶼民族議会の主な訴えは、(1)借地機関が期限満了したにも関わらず、台湾電力は蘭嶼の土地を不法に占有している。(2)核燃料廃棄物の移動を明確に決めたタイムテーブルを立法化すべきであり、政府は借地の所有者に賠償を行うべきである。

近年まれに見る、今回の大規模なタオ族の抗議は、核廃棄物貯蔵施設の前で機動隊との衝突にまで発展した。男性は棒を振りまわし、特有の悪霊払いの身振りを見せるほか、女性は伝統に従い、主食の芋を貯蔵施設の門前の土地に植え付け、所有権をアピールしたのである。

翌日には、この動きを受け、台北市内では「台湾原住民政策協会」を始めとして、その他の原住民族団体(タイヤル族民族議会、アミ族、ツォウ族民族議会準備處など)、多数の人権保護団体および反原発団体が記者会見を開き、タオ族のデモ抗議行動を海を隔てた台湾本島から応援する形となった。これも蘭嶼の反原

発史上画期的な出来事と言えよう。それまで台湾の東南海上にひっそりと浮かぶ蘭嶼島での抗議闘争に対し、台湾本島内で、その行動に呼応した動きはなかなか見られなかった。今回の抗議活動における記者会見の中で、フンドシに藤製の甲冑を身に着けたタオ族の長老たちは、台湾の社会の各団体からの支持を受け入れ、漢民族の反原発運動及びその他の原住民族の目標と願いは同じであると、かつてない漢民族と原住民の団結ぶりを強調して見せた。

蘭嶼島に住む住民自身は、原子力発電所からの電気供給を受けていないにも関わらず、核廃棄物の危険に脅えているのである。民進党は80年代に結成されてから、野党時代には一貫して反原発の先頭に立ってきた。しかしながら、今日では政権党となり、陳水扁政府は「第四原住民族投票」、「非核国家」の目標を達成させるべく、幾度となく与野党間で対決することとなった。この難題は、政府体制を揺るがすアキレス腱のような問題であり、陳政権一期目には、閣僚を更迭してもこの難題に解決の糸口を見つけることさえできなかった。

抗議事件の発生する前年2002年5月に、行政の最高首長として初めて遊行政院長が蘭嶼島に赴き、政府を代表して島民タオ族に謝罪を表明している。その後、抗議の重要性を重く見た燃料廃棄物管理責任者である台湾電力の会長は、改めて蘭嶼島は核燃料廃棄物の最終目的地としないと約束し、立法院で「最終処理場選地条例」が成立した後、10年以内に燃料廃棄物を移動させると発表した。

だが、この問題に係る最大の核心は、核燃料廃棄物処理場の移設地の選定が遅々として進んでいないことにある。台湾電力は、かつて30の候補地を選定したものの、選定地については、外部には公表できない最高機密として今日に至っている。同年4月中旬に、同じく原住民の居住地である台東県大武郷が、建設の見返りとして、日本円にして100億円規模の巨額なりべトが得られることに興味を抱き、廃棄処理場の受け入れに走ったとの消息が流れた。しかし、この知らせが伝わると同時に、同県下におけるパイワン族および環境保護団体は猛烈に反対の意を表明することとなった。

同年10月、台湾電力は廃棄物処理施設を完成させ、6年以内にすでに腐食し始めた9万個にのぼる放射性廃棄物ドラム缶をすべて検査し詰め直す作業に入ると発表した。これは廃棄物処理場移設に向けてまずまずの前進とも言える。果たして、20数年にわたり危険にさらされてきた蘭嶼のタオ族は、いつになればこの悪夢から解き放たれるのであろうか? 新しい世紀を迎えた今、陳水扁総統がかつて誓った「原住民族と台湾政府の新しいパートナーシップ⁽⁵⁾」の理想が構築できるか否か、この難題の解決は、原住民族に対し陳政権が、真の信頼を勝ち取り得るかの試金石となるだろう。

5、行政院「原住民族自治区法草案」を提出

各界の期待が高まる中、行政院は、一連の作業を終え2003年4月1日、「原住民族自治区法案」を公開し、立法院に同草案を送り審議を待つこととなった。

この法案の条文は、全15条から成り、「原住民の自治への願いを尊重し、原住民族の平等なる地位及び自助発展を保障し、原住民族の自治を実行する」(第1条)ために起草された法律である。その方法として、原住民は、その族別により、単独あるいは合同で自治区を設立し、民族自治にあたる。また、自治区の地位は、法人格となるとされている。(条文第2、3条)

自治区の行政範囲および自治機構組織に関しては、各族の分布区域、歴史、文化、民族などに鑑みて策定する。しかし、民主と平等の原則に違反してはならない。(条文第4、5、6条)そして、実行段階として、各族は先に自治区準備企画団体を成立させ、政府より許可を得た後、準備に取りかかることができる。(条文第8条)

また、最も注目される点として、財政と土地の分配に関し、次のように規定している。自治区の財政収入が不足している地区に対しては、不足分を補助する。(条文第11条)土地の所有権は自治区が管理する。(条文第13条)その他、中央政府と自治区の間で権限に対する争議が生じた場合、立法院が議決し、自治区間において争議が生じた場合には、行政院が解決にあたる。(第14条)

同法草案は、行政院原民会の主導により起草されたが、4月に公開後、陳建年主任委員は、今後三ヶ月以内に各原住民が居住する地域に赴き説明を行い、立法院による審議通過後、陳総統の推進する新憲法内に「原住民族憲章」を設け正式に記入されると発表した。

もちろん、同自治草案が順当に異論なく進んでいるわけではなく、各方面からさまざまな意見が出ている。行政院の提出した案に対し、前年には立法院において原住民族立法委員が共同で提出した自治体制を含めた「原住民族基本法草案」がある。今後、行政院版と立法委員版の競争がおこるであろうことはたやすく予想できる。

ここでは、立法委員および有識者からの批判として主な争点を取り上げておく⁽⁶⁾。

(1)身分の認定について 行政院の自治法版において「原住民の身分」について何ら明確な規定を行っておらず、単に原住民を自治団体の一法人とみなし、誰が原住民としての身分を保持するかの問題には触れていない。その結果、例えば都市に居住する原住民にはどう対処するかについての問題が残る。

(2)土地所有権について 立法委員の基本法草案では、土地は原住民族の所有

となるとされ、国家がまず土地を返還しなければならないとしている。行政院側の自治法草案で、土地所有権に対し、国家から自治区へ管理権が移るとされ、原住民個人への土地の帰属権が未だ認められていない。

(3)自治区の地位について 立法委員の基本法草案では、国家の行政体系の下に、原住民族を主体とする中央自治政府の設立を提唱しているが、これは各族の自治単位が、現在の三級政府の位置と同等であることを意味している。それに対し、行政院側の自治法草案については、二級政府の位置に準じ、直接関連する権利を享受することができることとされているが、執行においては実務上、困難をきたすのではない。

上述の関連する法案の提出により、原住民の自治発展にとって、またとない機会が訪れており、これは陳政権の一期目における原住民族政策の最大の目玉であるといえるだろう。

2004年現在、未だ双方の攻防戦は始まってはいないが、再任を果たした陳政権は、年末(12月11日)に行われる立法委員改選選挙後、新たに選出された議会で、原住民族政策に対して如何に舵を取るのかが今後注目される。

結論に入るが、2003年は、台湾の人民にとって、多災多難の一年であったことは、記憶に新しい。中国から拡散して来たSARS(重症急性呼吸器症候群)が大騒動を巻き起こし、特に、近年、エコロジー・ツアーなど観光産業に力を入れ始めたばかりの原住民族社会も、大きな打撃を受けた年であった。不幸中の幸いではあったが、この病気は人口密集した都市で拡散したのみで、原住民の居住区域には感染が広がらなかった。SARSが終息に向かうと、国内観光の発展の波に乗り原住民族地域の人々も、何とかこの困難を乗り越えたのである。

しかしながら、台湾における政治の角度から俯瞰した場合、2003年とは、原住民にとって最高に輝いた年でもあった。なぜなら、民進党政権一期目の最後の年ということもあり、国会のなかでは、五分五分の形で与党側「汎・グリーン」(民進党・台湾團結連盟)と野党側「汎・ブルー」(国民党・親民党)に分かれてはいたものの、より正確に見た場合、与党は野党よりわずかに小さいという状態である。法案議決時には、9票を占める原住民族議員の力を借りなければ、野党に押され、可決できないという険しい状況であった。それゆえ、与野党はいかに自陣営に原住民族議員を取り込むかに懸命である。一方、長期にわたり一党独裁体制を保持していた国民党側とせば、2004年に提出した政策白書の中で、与党に負けず、原住民族に対し、かつてない自治権の拡大と優遇を唱える方策を打ち出している。

そのような国会の中で原住民族政治の主軸として活躍するのは、幾人もの当選

回数が多いベテラン政治家である——瓦歴斯・貝林、蔡中涵、林正二、林春徳、巴燕・達魯など——彼らは、いかに与野党のあいだを立ち回り、利益を勝ち取るかに関しては熟知している。さらに、新任の女優出身で、メディアの操作に長けた高金素梅議員が加わり、今までにないほどの団結を見せ、共に原住民の利益獲得の為に努力した結果、原住民に関するニュースが全国版のマスコミやテレビ等の媒介を通して、持て囃され、過去には考えられないほど多く映し出されることとなった。

無論、手放しでこのような現象を喜んではいられない。2004年年末の国会改選を控え、今後仮にグリーンまたはブルーいずれかの議席が過半数を大幅に超えれば、原住民籍議員が現在のような、鍵を握る少数派として重要視されることはなくなるだろう。そうなれば、振り出しに戻り、過去のような少数劣勢の状況が再度繰り返されることになる。それを杞憂するのは、筆者ひとりではあるまい。

最後に2003年の原住民をめぐる状況についてまとめておこう。漢民族主流の社会の中で、原住民というパートナーに対する理解は、今なお乏しい。過去、外来植民政権に抑圧され、陳水扁に代表される漢人は、原住民が今まで置かれてきた境遇に深く同情し、社会的正義による対処を主張して来た。しかし、権利や善意を与えると同時に、漢民族と原住民のあいだには、膝と膝を付き合せての対話が抜け落ちていたが故に、陳政権からの善意を額面通り受け入れられないという状況に突き当たっている。実際に、2003年中に起こった軋轢(頭目手当て事件、マカウ国家公園事件など)が、2004年春の総統選挙まで響き、陳氏の得票率は、大部分の原住民地域で微々たる成長しかなかった現実がある。さらに、2004年夏の台風・水害事件に際し、副総統である呂秀蓮氏と原住民のあいだにたびたび言葉の齟齬が生じ、原住民は再びデモ行動に乗り出した経緯もある。

だが、台湾のような多民族が複雑に入り組んだ社会では、短期間に、民族間の相互理解を得ることは容易ではない。21世紀初頭は、動乱の中で展開されたが、今後は混沌の中にも、激しい摩擦と競合の下で、相互の認識を深め、共存の道が模索され続けるだろう。

なお、今回のフォーラムで取り上げられた、2003年の重要事件として、大陸花嫁との偽装結婚事件、ツォウ族頭目蜂蜜強奪事件、原基金詐欺事件、原住民児童教育福祉、原住民学生への優遇制度見直し、日月潭徳化社サオ族伝統祭事場撤去事件、文化資産保存法および知的財産所有権保護法案の提出、原住民族の文字体系研究などがあるが、いずれ別稿で取りあげることにしたい。

[注]

- (1)フォーラムの中国語名「部落論壇・2003原住民重大事件回顧」、主催、財団法人小米穂原住民文化基金会、共催、財団法人公共電視文化事業基金会、2004年3月6日、台北市文化大学推広教育部にて。
- (2)主として、当基金会のスタッフであるリカラッ・アウー氏が新聞切抜きの下作業を行い、収集に当たった。なお、アウー氏は、パイワン族の代表的な文学作家であり、上記『獵人文化』や『山海文化』雑誌の時事記録においても、すでに収集整理に当たっていた。
- (3)台湾全人口における族群比率は、推定閩南系約7割を占め、その他、客家系15%、外省系13%、原住民系2%といった具合である。
- (4)台湾には現在、墾丁、玉山、陽明山、太魯閣、雷竊、金門など六つの国家公園がある。
- (5)2000年1月、陳水扁が総統候補として、蘭嶼島原住民の代表とのあいだに「原住民族と台湾政府の新しいパートナーシップ条約」を結んだことに由来する。2002年10月19日には、陳水扁は政府を代表する総統の身分で、政府と原住民族間に「新しいパートナー協定」を結ぶ。主な協定内容として、台湾原住民族の自然権を認めること、原住民族の自治を尊重すること、原住民族と土地条約を締結すること、原住民の部落名称および山や河川の伝統的名称を回復させること、部落および民族伝統の土地範囲を回復させること、自然資源の使用及び民族の自主発展促進を回復すること、原住民族国会議員制を原住民族代表制にすることなど。
- (6)詳しくは王順文、2003年1月、「多元主義与我国原住民族自治之相關立法」、「国政研究報告」(台北、国家政策基金会)参照のこと。